

令和6年度「みやざきとのつながり創出プロモーション事業」実施業務委託仕様書

1 委託事業名

みやざきとのつながり創出プロモーション事業

2 事業概要

将来の移住検討層になりえる本県とのつながりを持つ関係人口の創出に向けて、宮崎県の人や暮らしを身近に感じられる動画によるプロモーションや、都市圏での交流会を開催し、本県の認知度向上を図る。

3 事業の実施体制等

(1) 本事業統括責任者

本委託事業を円滑に実施できるよう、事業統括責任者を配置すること。

(2) 事業スタッフ

本委託事業を円滑に実施するために必要な人員を適切に配置すること。

4 委託業務内容

(1) コンセプトの構築及び実施計画の策定

- ① 受託者は、本業務の実施計画（基本方針、コンセプト、事業計画及びスケジュール、実施体制等）を策定すること。
- ② 本事業の目的は、都市圏の20～30代をメインターゲットとして、宮崎県の認知度向上を図り、関係人口を創出・拡大することであり、「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指す。
- ③ この目的を達成するため、他都道府県とは異なる魅力を持つ本県の暮らしと人をクローズアップし、リアルに本県の暮らしや人柄の良さを感じられ、本県への興味・関心を持ってもらえるようなコンセプト・アイデアを提案すること。
- ④ 提案に当たっては、基本方針やコンセプト、各動画のテーマやイメージ等も含め、テーマ選定理由や根拠となるデータを加えること。

(2) PR動画の制作

上記(1)で提案する本業務におけるコンセプトのもとに、宮崎県の人や暮らしの多様な良さをPRする動画を企画・制作すること。

ア 企画・構成

- ① 単なる地域の風景に留まらない、宮崎の人や暮らしを身近に感じられるもの

とする。

- ② ストーリー性があり、かつ都市圏在住者の心に響くものとする。
- ③ 斬新な発想によるアイデアで、他地域との差別化を図ること。
- ④ 本事業における宣伝用素材としてのみならず、宮崎県の移住促進施策に長期継続的に使用できるものとする。
- ⑤ 動画は8種類（地域別や移住テーマ別等）程度作成すること。

イ 撮影

- ① 制作にあたっては、新規撮影を原則とする。
- ② 視聴者の心をつかむような映像に仕上げる。
- ③ 撮影場所、撮影時間等を工夫し、必要となる調整及び撮影許可等の各種手続きは受託者において行うこと。
- ④ 出演者等の選定及び交渉は受託者が行うこと。人物を出演させる場合は、原則として宮崎県出身者（在住者含む）とすること。

ウ 編集

映像の加工・編集、音楽・音声・ナレーション・テロップの挿入等の編集作業を行う。完成までに県による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設ける。

動画の要件、規格は最低限次のとおりとする。

- ① 再生時間180秒以内の全編動画8本
- ② ①で作成した動画8本それぞれのショート版（再生時間15秒程度）
- ③ ①で作成した動画8本をひとつにまとめたショート版（再生時間15秒程度）
- ④ ①については画面縦横比16：9とする。②③についてはスマートフォンで再生することを踏まえ縦型とする。
- ⑤ 解像度はフルハイビジョン以上とすること。
- ⑥ タイトル、テロップ対応言語は、日本語とする。
- ⑦ 肖像権、差別用語等の人権、個人情報に十分注意すること。

エ 成果物

- ① DVD-ROM 2枚

DVD-ROMは一般的な家庭用プレイヤーでの再生、及びDVDドライブ付パーソナルコンピュータでの複製が可能なデータ形式とすること。

※最新のウイルスチェックを実施し、そのウイルスチェックを行ったソフト名、バージョン名、ウイルスチェック日をDVD-ROMに明記又は貼付すること。

- ② 動画データ一式

インターネット配信に適した、下記のいずれかの動画形式とすること。

MPEG4、WMV、AVI、MOV、MPEGPS、FLV、3GPP、WebM

- ③ 撮影素材一式
動画制作に使用した写真データ、映像、動画台本等の映像素材を納品すること。
- ④ 撮影素材一覧表 1部
撮影素材・撮影場所の一覧表を作成すること。
なお、撮影素材について、第三者が権利を有している映像・画像等を制作において使用（二次使用も含む。）している場合は、権利者や使用時間等について明確に記載するとともに、権利処理にあたり手続きした書類（写し）を添付すること。

オ 留意事項

- ① ホームページ、動画投稿サイト、SNS等、多様な媒体で使用することを想定した内容とすること。
- ② 提案内容は、グラフ、図、イラスト、写真、絵コンテなども使用してわかりやすく記載すること。
- ③ 本業務にかかる撮影、編集、報告等の一切の経費（交通費、撮影経費等）は、全て事業費に含まれるものとする。
- ④ 本業務で成果品として納品される動画の著作権、肖像権等の一切の権利は、中山間・地域政策課に帰属するものとする。なお、著作権、肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合は受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾に係る費用は、事業費に含まれるものとする。
- ⑤ その他、全体を通じ実施した方が良い内容がある場合は、積極的に提案すること。
- ⑥ 天災その他の理由による再撮影等は、全て受託者の負担と責任において実施すること。

(3) 都市圏におけるプロモーション

ア SNS広告の実施

上記(2)で制作した動画（以下「PR動画」という。）及び後述する(4)みやぎファン交流会（以下「交流会」という。）への誘導を促すため、首都圏在住者等に向けたSNSによるプロモーションを実施すること。

- ① サムネイル・広告画像の作成
- ② インストリーム広告、バンパー広告、インフィード広告等での広告を行う。
- ③ 広告のターゲットの属性は、20～30代の東京23区を主とした首都圏、大阪府を主とした関西圏、福岡県在住者を想定しており、実施期間、広告媒体について

ては県と協議の上決定する。

- ④ 広告の表示回数は14万回以上とする。

イ ゆかりの店キャンペーンの実施

宮崎の郷土料理や焼酎などを提供するみやざきに縁とゆかりのある飲食店（以下、「みやざきゆかりの店」という。）と連携し、PR動画及び交流会への誘導を促すためのキャンペーンを企画し実施すること。

- ① キャンペーンは、PR動画の再生回数と交流会の参加者数増加につながる内容とすること。
- ② キャンペーンにあたり、PR動画と交流会に誘導するための掲示物（ポスター、コースター等）等を制作し、店舗を通じて宮崎に興味を持つきっかけづくりに繋がるものとする。

掲示物のデザインについては、PR動画に容易にアクセスできるQRコード等の表示や「宮崎」のPR資材であることが分かるように、文言を加えるなどの工夫をすること。

- ③ 実施会場は、東京都、大阪府、福岡県に所在するみやざきゆかりの店を主として、50店舗以上とし、選定した店舗については県に一覧表を提出すること。
- ④ キャンペーンの詳細については、企画案に基づき県と協議の上決定すること。
- ⑤ 制作した掲示物については、キャンペーンを実施する店舗に直接納品すること。

(4) みやざきファン交流会の開催

ア 交流会の実施

- ① 関係人口の創出に向けて、上記(3)のプロモーション等を通じて本県のファンになっていただいた方同士及びファンと県内市町村との交流を深めるイベントを開催すること。
- ② 開催に当たっては、宮崎県産品を使用した料理の提供や県内市町村のPR等、本県を身近に感じてもらえるような交流会形式のイベントとし、1回あたりの参加者数は30名程度を目標とする。

イ 開催会場の確保及び会場との調整

- ① 東京都、大阪府、福岡県で各1回、計3回の開催を想定し、会場を確保すること。会場の確保に当たっては、宮崎県産品を使用した宮崎料理が提供できることや参加者が会場まで移動する際の利便性を考慮するなど、より多くの参加者数が見込める会場を選定し、調整を行うこと。
- ② 参加者の飲食代等については、一部参加者負担とし、必要最低限の料金設定と

すること。また、この収入は事業費に充当すること。実際の金額設定については、告知の前に県と協議を行うこと。

ウ 日程、会場等

日程については、令和6年度「宮崎ひなた暮らし移住相談会」の前日に開催するものとし、多くの参加者が見込まれる時間帯を設定すること。

	東京都	大阪府	福岡県
日程	令和6年10月5日 (土)	令和6年11月～ 12月上旬頃	令和7年1月～ 2月頃
会場	提案	提案	提案

※大阪府及び福岡県の日程については、決定次第県より連絡する。

エ 広報・参加者募集業務

- ① 交流会の日程や開催方法等について広報し、参加者募集を行うこと。また、事前に参加申込みと受付を行い、予約者名簿を作成すること。
- ② 広報にあたっては、集客により効果的な手法を検討することとし、2ヶ月程度の募集期間を確保すること。
- ③ 参加者募集にあたって、チラシを作成すること。チラシには、交流会の内容を魅力的に伝えるキャッチコピーや説明文を記載し、県による校正を2回以上行うものとする。作成はデータ（PDF）のみとし、県へ送付すること。

オ 開催準備業務

交流会イベントに係る参加希望者からの問い合わせ（開催日時・開催方法など）について電話、FAX、メール等にて対応すること。

カ 交流会開催対応業務

- ① 開催当日もスムーズに運営できるよう、問い合わせ等に随時対応すること。
- ② 参加者から飲食代等を徴収する場合は、その徴収を行うこと。

キ アンケートの実施

交流会イベント終了後においては、参加者に対しアンケートを実施し、とりまとめること。アンケート内容については提案いただいたものをベースに県と協議し決めることとする。

ク その他

交流会の詳細については、企画案に基づき県と協議の上決定すること。

(5) 独自提案

- ① 上記(1)～(4)の実施と連動し、本事業の達成のために有益と考えられる独自提案事項がある場合は、企画提案すること。ただし、実施に要する経費は全て当初の契約金額に含むものとする。
- ② 提案の際には、独自提案事項の理由やイメージ、コンセプト、それを実現するための方法等を具体的に示すこと。

(6) 事業完了報告書の作成

事業終了後、実施結果等を報告書として提出すること。

- ① 事業概要
- ② 事業の実績
- ③ 事業の実施体制
- ④ 収支報告書 等

※ なお、本事業により新たに制作した制作物の著作権、肖像権等の一切の権利は県に帰属し、県はこれらが無償で自由に二次利用できるものとする。

5 その他留意事項

- (1) 成果品の引き渡し後1年の間に、成果品に瑕疵があった場合は、修正等必要な措置を無償で講ずること。
- (2) 本委託業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区別して会計処理を行うこと。
- (3) 本委託業務に係る書類・領収書等は契約を締結した年度終了後5年間は保存すること。
- (4) 個人情報の取扱を適正に行うこと。
- (5) 本事業の受託者は、事業を実施するにあたり、県と十分な調整を行うこと。
- (6) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めない事項については、県と協議の上定めるものとする。

なお、当該事業の委託に当たっては、精算払により委託事業者へ支払うこととしているが、延期や中止等の判断をした場合には、判断までに実施した事務等に係る経費については県が負担するものとし、その他の経費については県と協議の上精算すること。